

# 浸水対策の推進

# 浸水対策の推進

## 浸水被害状況

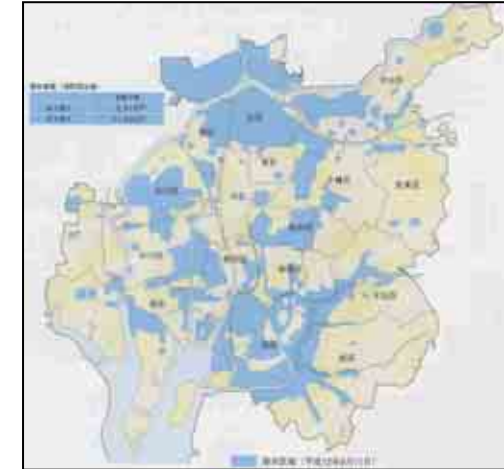
福岡市	H11	総雨量 153mm 時間最大 77mm	1人	地下を有するビルの71棟(店舗122戸)が浸水 1m以上の浸水は29棟(同64戸)
東京	H11	総雨量 151mm 時間最大 131mm	1人	床上浸水493棟、停電5511棟
名古屋市	東海 豪雨 H12	総雨量 617mm 時間最大 97mm	4人	地下鉄3線運転停止(最大約2日間) で約47万人に影響 例えば、トヨタ自動車では、グループ全体 で約1万7千台の減産
福岡市	H15	総雨量 50mm 時間最大 17mm	なし	床上浸水876戸、床下浸水850戸、 地下浸水97棟 地下鉄空港線の一部区間で2日間にわたり 約23時間運行停止し、約10万人に影響
飯塚市	H15	総雨量 267mm 時間最大 80mm	なし	床上浸水2,128戸、床下浸水1,056戸

福岡市・飯塚市についての総雨量は日雨量

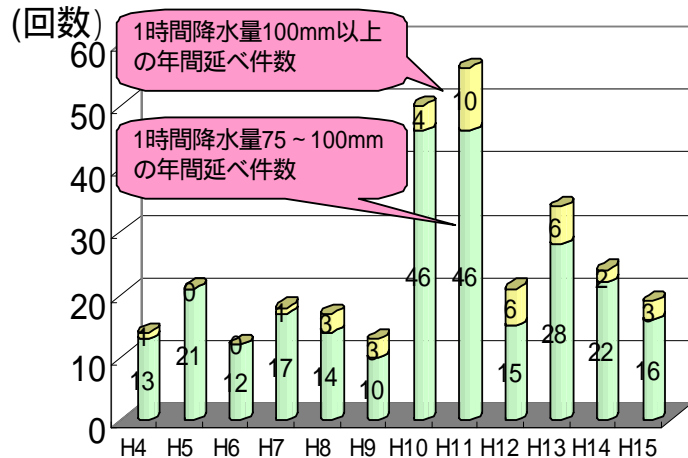
## 福岡市の浸水被害(H15)



## 東海豪雨時の名古屋市の浸水状況



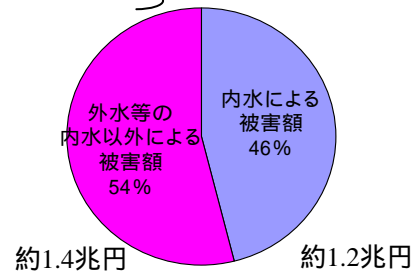
## 集中豪雨の増加(全国のアメダス1300箇所より)



## 水害による被害額の約半分は内水による被害

平成4~13年度の10年間の合計(水害統計より)

内水:下水道  
外水:河川 } 連携 → 都市の浸水対策



大都市での都市機能のマヒ



当該都市のみならず、  
**日本経済全体に  
大きな影響**

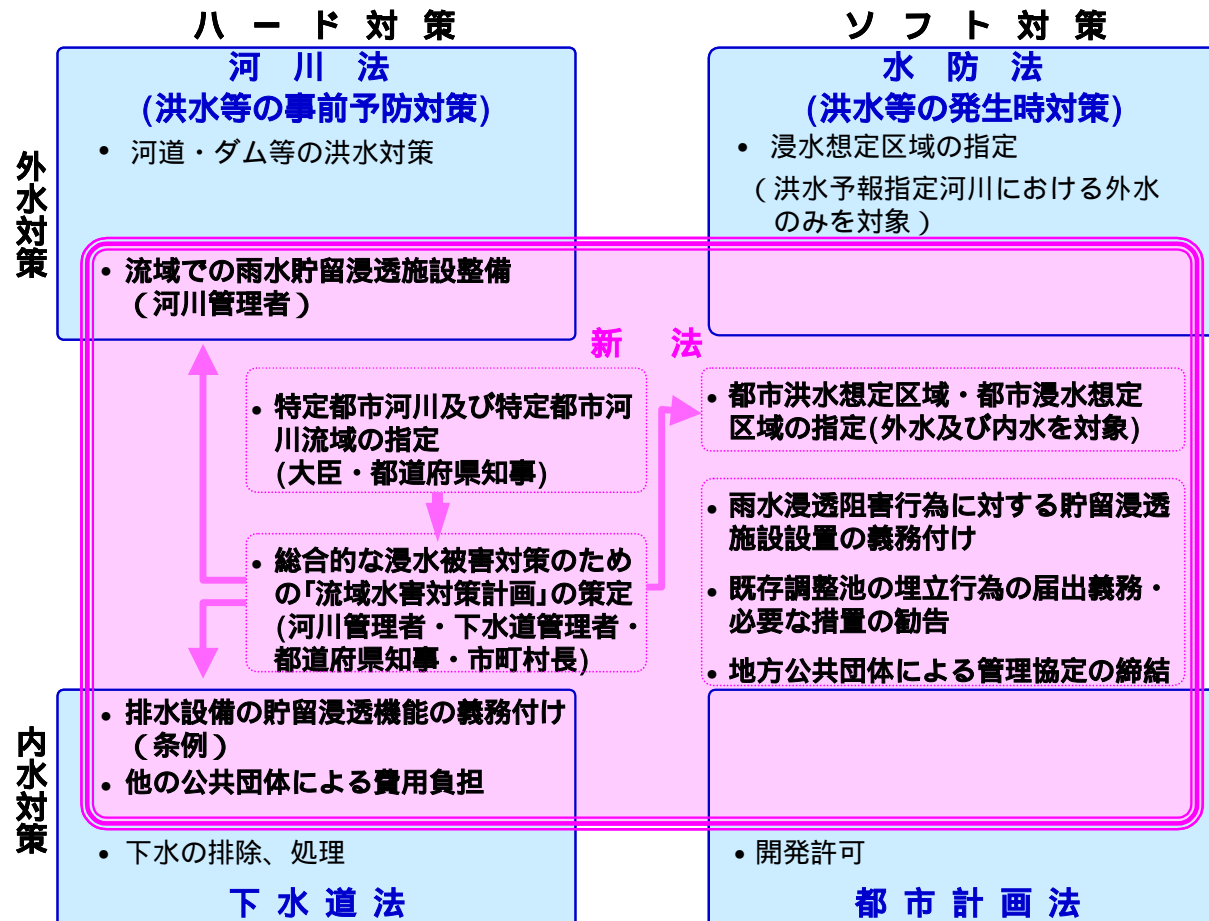
→ **過去の浸水被害の状況等も踏まえて適切かつ早急な対策の実施が必要**

# 浸水対策の推進(2)

## 特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)

河川事業との連携や雨水貯留浸透施設の整備により、総合的な浸水対策を推進

本法律は、都市部を流れる河川の流域において、著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあり、かつ、河道等の整備による浸水被害の防止が市街化の進展により困難な地域についてのみ適用される。



浸水被害は、同法の対象地域以外も含め、全国で発生する可能性がある。

下水道法上も、浸水対策を推進するための明確な規定が必要ではないか。

## 浸水対策の推進(3)

### 現行

#### 課題1 <下水道の定義> (再掲)

下水は排除するものとされており、貯留・浸透の機能が明示されていない。

#### 法2条2項 下水道

…下水を排除するために設けられる排水管、排水渠その他の排水施設(後略)

#### 課題2 <事業計画の認可基準>

現行の認可基準では「浸水対策の必要性やそのレベル」について考慮されていない。

#### 法6条第1号 認可基準

…公共下水道の配置及び能力が当該地域における降水量、人口その他の下水の量及び水質に影響を及ぼすおそれのある要因、地形及び土地の用途並びに下水の放流先の状況を考慮して適切に定められていること。

### 改正案

下水道の定義の中で、貯留・浸透機能を明記する必要があるのではないか。

#### 法2条2項 下水道

…下水を排除し、又は一時的に貯留し、若しくは地下に浸透させるために設けられる排水管、排水渠、貯留施設、浸透施設その他の排水施設(後略)

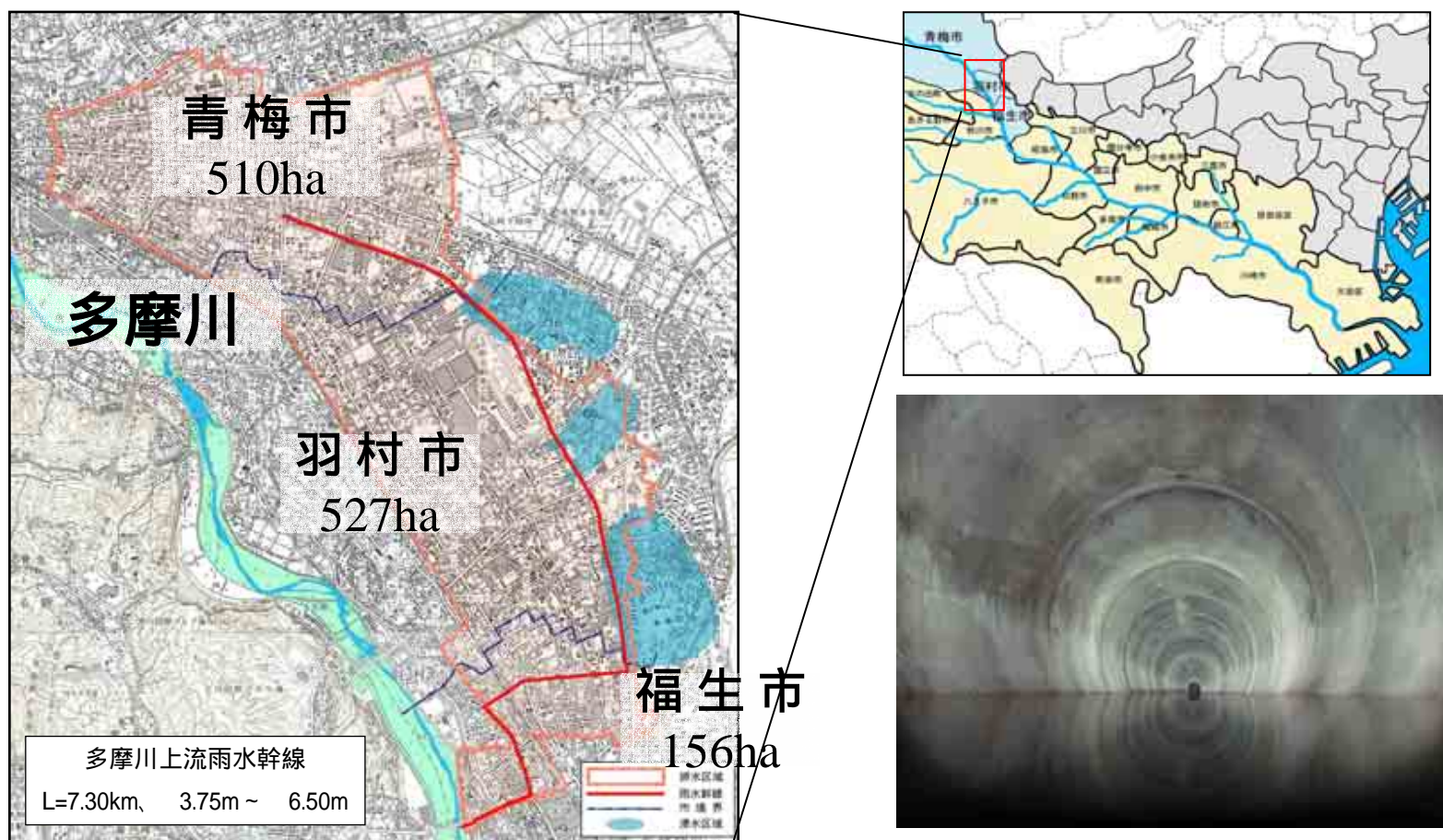
公共下水道及び流域下水道の配置及び能力が「浸水被害の発生状況」が考慮されたものとなっているかどうかについて審査する必要があるのではないか。

#### 法6条第1号 認可基準

…公共下水道の配置及び能力が当該地域における降水量、人口その他の下水の量及び水質に影響を及ぼすおそれのある要因、地形及び土地の用途並びに下水の放流先の状況及び浸水被害の発生状況を考慮して適切に定められていること。

## 都道府県による広域的な都市浸水対策について

- 市町村の区域内に適切な排水先がない等の理由により、市町村単独では効果的な浸水対策を講じることが困難な場合がある。
- このため、京都府桂川右岸流域下水道や東京都多摩川上流流域下水道では、流域下水道事業として都府が広域的な雨水幹線を整備している。



多摩川上流雨水幹線の事例



## 都道府県による広域的な都市浸水対策を推進する上での課題 - その1 -

< 現行法における都道府県による都市浸水対策のための事業手法 >

流域下水道事業による整備(下水道法第25条の2第1項)

都市下水路事業による整備(下水道法第26条第2項)

< 課題1 >

現在の流域下水道の定義から、雨水幹線のみを整備する流域下水道の実施はできない。

(下水道法第2条第4号)

下水道法(昭和33年法律第79号) - 抄 -

第2条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

四 流域下水道 もっぱら地方公共団体が管理する下水道により排除される下水を受けて、これを排除し、及び処理するために地方公共団体が管理する下水道で、2以上の市町村の区域における下水を排除するものであり、かつ、終末処理場を有するものをいう。

第25条の2 流域下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、都道府県が行うものとする。

2 略

## 都道府県による広域的な都市浸水対策を推進する上での課題 - その2 -

### < 課題2 >

都市下水路事業は、公共下水道未着手の地域において、既存の排水路や小河川を指定・活用して、その流下能力を向上させ、又は維持することが前提の事業(下水道法第27条)。

公共下水道の着手・未着手に関わらず、広域的な都市浸水対策が必要な地域は存在。

また、既存の排水系統を前提とした都市下水路事業による広域的な都市浸水対策には限界。

下水道法(昭和33年法律第79号) - 抄 -

第2条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

三 公共下水道 主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう。

五 都市下水路 主として市街地における下水を排除するために地方公共団体が管理している下水道(公共下水道及び流域下水道を除く。)で、その規模が政令で定める規模以上のものであり、かつ、当該地方公共団体が第27条の規定により指定したものをいう。

第26条 都市下水路の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、市町村が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、都道府県は、2以上の市町村が受益し、かつ、関係市町村のみでは管理することが困難であると認められる場合においては、関係市町村と協議して、当該都市下水路の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行うことができる。この場合において、関係市町村が協議に応じようとするときは、あらかじめその議会の議決を経なければならない。

第27条 前条の規定により都市下水路を管理する者(以下「都市下水路管理者」という。)は、下水道を都市下水路として指定するときは、都市下水路となるべき下水道の区域を公示し、かつ、これを表示した図面を当該都市下水路管理者である地方公共団体の事務所において一般の縦覧に供しなければならない。公示した事項を変更するときも、同様とする。

2 略

流域下水道の定義を改正し、広域的な雨水幹線のみを整備・管理する事業を「流域下水道事業」(終末処理場を有しない流域下水道)として実施できるようにすべき